

# ★ 総合福祉会館使用料 ★

令和7年(2025年)4月1日～

室名	階	定員(人)	使用料(1時間につき)		主な付属設備
			市内	市外	
木一ル (控室の使用分を含む)	5	450	1,890円	2,840円	テーブル、いす、演台、花台、CDプレーヤー、カセットデッキ、有線マイク、ワイヤレスマイク、映写スクリーン、ホワイトボード
第1会議室	5	10	380円	570円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第2会議室	5	8	380円	570円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第3会議室	5	16	380円	570円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第4会議室	7	30	860円	1,290円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第5会議室	7	20	510円	770円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第6会議室	4	36	610円	920円	テーブル、いす、ホワイトボード
第1研修室	5	24	610円	920円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第2研修室	5	40	740円	1,110円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第3研修室	4	28	610円	920円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
視聴覚研修室	5	64	1,540円	2,310円	テーブル、いす、ホワイトボード、演台、有線マイク、ワイヤレスマイク、映写スクリーン
第1音楽室 (準備室の使用分を含む)	7	450	3,550円	5,330円	有線マイク、ワイヤレスマイク、指揮台、CDプレーヤー、カセットデッキ、グランドピアノ、譜面台、ホワイトボード、弦バスいす、いす
第2音楽室	7	60	1,180円	1,770円	いす、アップライトピアノ、譜面台、指揮台、ホワイトボード
創作活動室	5	32	860円	1,290円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン

※市内とは、使用者が次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1)本市の区域内に住所を有する者
- (2)本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3)本市の区域内に存する学校に在学する者

※市外とは、使用者が(1)から(3)までのいずれにも該当しない方である場合をいいます。

# ★ 総合福祉会館使用料 ★

令和8年(2026年)4月1日～

室名	階	定員(人)	使用料(1時間につき)		主な付属設備
			市内	市外	
木一ル (控室の使用分を含む)	5	450	2,250円 1,890円	3,380円 2,840円	テーブル、いす、演台、花台、CDプレーヤー、カセットデッキ、有線マイク、ワイヤレスマイク、映写スクリーン、ホワイトボード
第1会議室	5	10	450円 380円	680円 570円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第2会議室	5	8	450円 380円	680円 570円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第3会議室	5	16	450円 380円	680円 570円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第4会議室	7	30	1,050円 860円	1,580円 1,290円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第5会議室	7	20	600円 510円	900円 770円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第6会議室	4	36	750円 610円	1,130円 920円	テーブル、いす、ホワイトボード
第1研修室	5	24	750円 610円	1,130円 920円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第2研修室	5	40	900円 740円	1,350円 1,110円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
第3研修室	4	28	750円 610円	1,130円 920円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン
視聴覚研修室	5	64	1,800円 1,540円	2,700円 2,310円	テーブル、いす、ホワイトボード、演台、有線マイク、ワイヤレスマイク、映写スクリーン
第1音楽室 (準備室の使用分を含む)	7	450	3,550円	5,330円	有線マイク、ワイヤレスマイク、指揮台、CDプレーヤー、カセットデッキ、グランドピアノ、譜面台、ホワイトボード、弦バスいす、いす
第2音楽室	7	60	1,200円 1,180円	1,800円 1,770円	いす、アップライトピアノ、譜面台、指揮台、ホワイトボード
創作活動室	5	32	1,050円 860円	1,580円 1,290円	テーブル、いす、ホワイトボード、映写スクリーン

※市内とは、使用者が次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1)本市の区域内に住所を有する者
- (2)本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3)本市の区域内に存する学校に在学する者

※市外とは、使用者が(1)から(3)までのいずれにも該当しない方である場合をいいます。

※取消線は旧料金(2026年3月31日まで)